

## 令和 8 年度観光マップ制作委託業務 企画提案募集要領

本要領は、令和 8 年度観光マップ制作委託業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 1 業務の概要

#### (1) 業務の名称

令和 8 年度観光マップ制作委託業務

#### (2) 業務の内容

別紙「令和 8 年度観光マップ制作委託業務仕様書」のとおり

#### (3) 委託業務期間

委託契約締結日から令和 8 年 10 月 20 日（火）までの期間

#### (4) 委託費の上限（見積限度額）

8, 5 6 4 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 事業目的

本業務は仙台市の魅力を伝え、仙台への誘客促進及び、仙台を訪れる観光客等の周遊促進と滞在時の満足度向上を図ることを目的に、観光・交通資源など旅行者の目線で役に立つと感じる地域情報をはじめ、旅行者が訪問目的を容易に果たすための有益な情報を掲載した、利用者視点重視の観光マップを新たに制作するものとする。

### 3 プロポーザルに係る事項

本業務は、発注者が公募による企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定し、契約予定者とする。

#### (1) 応募資格

本プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、仙台市競争入札参加資格者名簿に登録されている者又は次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。

ア 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者（※）でないこと

※具体的には、次に掲げる者をいう。

① 契約を締結する能力を有しない者

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- ウ 営業に関し、関係法令に基づく許可や登録等を受けていること
- エ 仙台市に本店又は支店がある場合は、仙台市から課税されている市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税及び都市計画税を滞納していないこと
- オ 消費税及び地方消費税についての滞納の無いこと
- カ 仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する「暴力団員等」でないこと
- キ 仙台市入札契約暴力団等排除要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと（暴力団等との関係を有しないこと）
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。

#### 4 スケジュール（予定を含む。）

企画提案募集開始	令和 8 年 4 月 15 日（水）
説明会の実施	令和 8 年 4 月 27 日（月）14 時～
企画提案に係る質問受付期限	令和 8 年 4 月 28 日（木）17 時
企画提案書作成等に関する質問への回答	令和 8 年 5 月 1 日（金）（予定）
企画提案参加申込書の提出期限	令和 8 年 5 月 22 日（金）正午
企画提案書の提出期限	令和 8 年 5 月 28 日（木）正午
企画提案の選考（プレゼンテーション）	令和 8 年 6 月 5 日（金）
選考結果の通知	令和 8 年 6 月上旬（予定）
契約締結	令和 8 年 6 月中旬（予定）

※審査会等日程が変更となる場合は、参加事業者に対し事前に通知を行う。

※応募が多数となった場合は、事前の書類選考による一次選考を行うものとし、審査会実施日の 3 日前まで（土日祝日を除く）に参加事業者に対し個別に通知を行う。

#### 5 説明会の実施

本業務の概要について企画提案募集開始時に公表した資料を基に次のとおり説明会を開催する。

##### （1）実施日

令和 8 年 4 月 27 日（月）14：00～

##### （2）実施会場

（公財）仙台観光国際協会 4 階会議室

（宮城県仙台市青葉区一番町 3-3-20 京阪仙台一番町ビル 4 階）

##### （3）留意事項

- ・事前参加申し込みは不要。
- ・出席者は1事業者につき3名以内とする。
- ・本事業の企画提案参加申込みにあたり、説明会の参加は必須ではありません。

## 6 企画提案に係る質問の受付

質問がある場合は、「質問書（第1号様式）」を次のとおり提出すること。

### (1) 受付期限

令和8年4月28日（火）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

「問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メールにより提出すること。

件名は「【事業者名】観光マップ制作委託業務質問書」とし、電子メールでの送信後、電話により質問書を送付した旨、連絡すること。なお、電話による質問は受け付けない。

### (3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年5月1日（金）17時までに（公財）仙台観光国際協会公式ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。この場合も、その旨ホームページに掲載する。

## 7 企画提案への参加申込（参加申込書の提出）※必須

プロポーザルに参加する意思のある者は、「企画提案参加申込書（第2号様式）」及び「誓約書（第3号様式）」を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年5月22日（金）正午まで（必着）

### (2) 提出方法

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで電子メール、郵送又は持参で提出すること。

※持参する場合は、月曜日～金曜日（土日祝日を除く）の9時から17時までとする。

※電子メール、郵送で提出した場合は、電話により参加申込書を送付した旨、連絡すること。

### (3) 留意事項

参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

また、提出期限までに参加申込書を提出しなかった者は、8に定める企画提案書の提出ができないものとする。

## 8 企画提案書の提出 ※必須

企画提案書は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

別紙1「企画提案書作成要領」で定める書類及び部数を提出すること

### (2) 提出期限

令和8年5月28日（木）正午（必着）

### (3) 提出方法

「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで郵送又は持参により提出すること。（電子媒体等による提出は認めない。）

※ 持参する場合は、月曜日～金曜日（土日祝日を除く）の9時から17時までとする。

※ 郵送等の場合は、簡易書留郵便等配達記録が残る方法により、提出期限までに到着するように送付すること。

### (4) 企画提案書の作成に係る留意事項

ア プロポーザル参加者がグループで申し込む場合は、グループを構成する団体が業務の実施上、果たす役割をそれぞれ明らかにすること。

イ 提出書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。

ウ 提案の実現可能性を検討するために、必要に応じてプロポーザル参加者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 9 企画提案書の選考

審査会を開催し、審査委員が提出された企画提案書等の評価を行い、委託契約候補者を選定する。審査基準等は別紙2「公募型プロポーザルにおける審査基準」を参照のこと。

### (1) 審査会の実施

ア 実施日 令和8年6月5日（金）（予定）※実施時間は別途通知する。

イ 実施会場 （公財）仙台観光国際協会4階会議室（予定）

（宮城県仙台市青葉区一番町3-3-20 京阪仙台一番町ビル4階）

ウ 実施方法

- ・出席者は1提案につき3名以内とする。
- ・1応募者当たりの持ち時間は20分以内（説明時間10分以内、質疑応答10分以内）とし、発注者が指示した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。
- ・プレゼン資料の投影やインターネット環境の使用を希望する場合は企画提案書を提出

する際に申し出ること。なお、この場合の使用パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。プロジェクター（HDMI 出力端子）と HDMI ケーブル発注者にて準備する。

- ・実施会場で直接のプレゼンテーションとし、WEB参加は不可とする。

## (2) 審査委員

(公財) 仙台観光国際協会、仙台市文化観光局の職員からなる審査委員により構成する。

## (3) 審査基準及び評価基準

別紙2「公募型プロポーザルにおける審査基準」を参照のこと。

## (4) 委託契約候補者の決定

審査委員は、審査基準の項目ごとに評価基準により評価点をつける。各審査委員の評価点を合計して総合得点を算出し、総合得点の最も高かった者を委託契約候補者（単独随意契約予定者）とし、それに次ぐ得点の者を次点者として決定する。

ただし、企画内容等に関する評価配点の上限（100点）に審査委員数を乗じた評価配点合計の60%以上の合計点を得ていることを最低基準とする。

なお、得点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会において協議し、委託契約候補者及び次点者を決定する。

## (5) 選定結果の通知、審査及び選定結果に対する質問

審査終了後、全ての企画提案者に選定結果を通知する。なお、審査及び選定結果に関する質問には一切応じない。

## 10 その他

- (1) 委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。
- (2) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 参加申込後に辞退する場合には、参加に係る必要書類の提出期日までに辞退届（任意書式）を提出すること。
- (5) 本要領について疑義が生じた場合は、協会の解釈による。

## 11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒980-0811

宮城県仙台市青葉区一番町3-3-20 京阪仙台一番町ビル6階

(公財) 仙台観光国際協会 観光企画課 (担当: 渡邊・滝澤)

電話 022-268-9568

FAX 022-268-6252

メールアドレス kankou9568@sentia-sendai.jp